

移動等円滑化取組計画書

2026年 6月 30日

住 所 和歌山市和歌浦西一丁目8番1号
事業者名 和歌山バス株式会社
代表者名(役職名及び氏名) 取締役社長 佐伯 一也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

2026年度もバリアフリー化に対応した低床バスを代替し、バリアフリー化の向上を目指す。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス (ワンステップバス)	ノンステップバスへ代替予定(複数台)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
スロープ板及び車椅子固定用装置の使用	車椅子をご利用されるお客さまに対してスロープ板及び車椅子固定装置を用い円滑で安全な乗降を提供する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者・障害者乗降時の意識向上	2026年度については、依頼のあった小学校にてバスの乗り方教室を5月28日に開催し、車椅子体験を通じ理解を深めることができた。また、高齢者、障害者に対する理解を深めるため、モビリティマネジメントの取組みに参加するとともに、運転士の指導教育時にも活用していく。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供の拡充(可視化)	バスロケーションシステムより、お客さまがスマートフォン等でノンステップバス等の車両情報を確認することが出来る。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子乗車方法の教育訓練の実施	新規採用運転士に対し、教育の一環として実施。また、車両代替時には、運行管理者が設備及び使用方法等について、随時説明を実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内の案内表示	優先座席表示を掲示。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

メールや電話で寄せられた利用者の意見を社内で共有するとともに、取り組みの改善に活用する。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

当社ホームページにて公表。

Ⅵ その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法(インターネットの利用等)について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。